

# 第2期宍粟市地域福祉計画進捗状況一覧(平成27年度～29年度(12月))

## 基本目標1. 地域福祉を進める担い手づくり

### 基本施策(1) 市民活動・ボランティアへの参画促進

主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【ご近所ボランティアの推進】 自治会の中での身近なボランティア活動による生活支援を推進していきます。	43	・平成28年度に作成の「小地域福祉活動のてびき」の中で、身近なボランティア活動として、家事援助やお出かけ支援等の生活支援活動を提案しているが、実践までには至っていない。	・福祉連絡会活動の中で、生活のちよととした困りごとをお手伝いするご近所ボランティアを提案。コミュニティワーカーと生活支援コーディネーターが連携を図りながら進めます。	社会福祉協議会
●【住民福祉座談会の実施】 住民福祉座談会を実施し、身近な福祉への意識高揚を図っていきます。	43	・「ふくしの出前講座パンフレット」や「小地域福祉活動のてびき」等を活用し、コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター、ケアマネジャー等が自治会に出向き、懇談の機会を設けている(上半期 8自治会)	・地域や自治会等で開催される福祉座談会に出向き、当事者(障がいのある人等)が関わり、自分の暮らす地域について考える機会を作る。ふくし出前講座(福祉学習パンフレット)等を活用し、障がいや防災など、さまざまなテーマやメニューを提案しながら意識の高揚を図る。	社会福祉協議会
●【ボランティア・市民活動センターの強化】 ボランティアの育成や支援を行うとともに、多様なNPO(特定非営利活動法人)を生みだす支援を行います。また、ボランティアセンター運営委員会を設置し、住民参加型のセンター運営を図ります。	43	・広報紙での情報発信やボランティア活動パンフレットを活用し、センターの周知を図った。ボランティアセンター連絡会に持たせん員会は未設置で、その役割をボランティア連絡会(▽連)と協働により、支部で進めるボランティア活動に加え、イベントや行事等活動の充実を図る。	・地域の多様な困りごとを受け止めるとともに、住民が気軽に立ち寄れる身近な相談窓口としてのボランティアセンター機能の充実を図る。 ・各支部のボランティアセンターとボランティア連絡会(▽連)との協働により、支部で進めるボランティア活動に加え、イベントや行事等活動の充実を図る。	社会福祉協議会
●【退職世代の参加促進】 ボランティア入門・養成講座を実施し、退職世代のボランティアへの参加促進を図っていきます。	43	・第6期セカンドライフ応援セミナーと生活支援コーディネーターの連携により、地域のふれあい活動や居場所づくりなどの地域活動の担い手「ご近所サポート隊」を養成する(第7期セカンドライフ応援セミナーの開催)。	・ボランティアセンターと生活支援コーディネーターの連携により、認知症サポート隊養成研修、ご近所サポート隊(研修等)受講。	社会福祉協議会
●【ボランティア活動の支援】 自治会圏域ごとのボランティア活動から挙がってきた課題などを支部の地域福祉推進委員会の場で共有し、複数の団体が連携して取り組めるよう図っています。	43	・ふれあい喫茶など地域のボランティア活動における課題について、自治会福祉連絡会で共有を図り、そこから入る課題や相談に対してコミュニティワーカーや生活支援コーディネーターが対応している。	・地域のボランティア活動における課題等に対して、自治会福祉連絡会の場(地域見守り会議)で共有を図り、解決に向けた話し合いの場が持てるようサポートしていく。	社会福祉協議会

主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	
			実施部署	関係部署
●【情報の発信】 ボランティアや市民活動に関するパンフレットの作成、広報誌やホームページ等における活動体験談の掲載など、活動参加へのきっかけづくりを行います。	43	・社協広報紙「こんなにちは！社協です！！」の毎月発行（14,000部）や支部かわら版（年2回）、ホームページ等で福祉情報の提供、社協活動の紹介を行うことで、住民の地域福祉活動への理解を深め、参加、参画の促進を図った。  ●【情報の発信】 ボランティアや市民活動に関するパンフレットの作成、広報誌やホームページ等における活動体験談の掲載など、活動参加へのきっかけづくりを行います。	・社協活動や福祉活動の情報を、目や耳が不自由な方などに発信するため、朗読・点訳・要約筆記ボランティア等の協力により、朗読テープやCD、点字図書などを制作するなど、障がいのある方に配慮した情報の発信につとめる。 ・子どもからお年寄りまで、幅広い層に見てももらえる広報紙づくりをめざし、紙面形態や編集方法等の見直しを行う。また、ホームページ等も通じて積極的に情報を発信公開し、住民に見えやすい、わかりやすい情報を発信する。	社会福祉協議会
●【認知症サポーターの養成】 認知症の人を地域で見守り支える人材として認知症サポーターを養成します。	43	・具体的な取組みなし。	・ボランティア・市民活動センター（社協）と連携し、ボランティア活動への参加促進に向けた情報発信のあり方について検討していく。	社会福祉課
●【生活支援サービスの体制整備】 日常生活での困りごと（電球等の交換など）の支援や声かけ、見守り活動については、現在、社会福祉協議会が中心で展開されている自治会単位での小地域福祉活動と協働しながら、自治会単位での地区組織やボランティアグループを支援の担い手とする仕組みづくりを行います。	43	・警察署員、金融機関、コンビニ、高校生、小学生などさまざまな分野から、講座開設の意向があり養成講座を開催しました。 ・養成講座受講者のうち希望者を対象としたステップアップ講座を開催し、地域でのリーダー的な人材を育成した。	・養成講座を希望する企業・学校・地域などさまざまなものに対応できるよう、講師である認知症キヤラバンメント連絡会スキルアップを図り、講座内容の充実に努める。 ・引き続きステップアップ講座を開催し、地域や職場等でのリーダー的な人材を育成に取り組む。	介護福祉課
●【市民後見人候補者の養成】 認知症や知的障がいなどで判断能力が十分でない人に代わり財産管理や介護契約などをを行う市民後見人の候補者を養成していきます。	44	・地域包括支援センター（1名、宍粟市社会福祉協議会）に2名の生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の日常生活におけるニーズ調査や地域の社会資源の把握、サービス提供の人材の育成など、生活支援サービス提供の体制づくりを行った。  ・平成28年5月に西播磨4市3町が共同して西播磨成年後見支援センター設立し、成年後見制度の啓発や関係機関との連携を図り制度普及を行った。 ・西播磨成年後見支援センターと連携し、市民後見人養成講座を開催した。	・引き続き生活支援コーディネーターを中心として、地域における助け合い活動を推進する。 ・地域における支え合い活動を話し合う協議の場を通じて、高齢者の社会参加を推進し、生活支援サービスの体制づくりに取り組む。	介護福祉課
			・引き続き西播磨成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の普及啓発を行うとともに、市民後見人の養成を行なう。	

## 基本施策(2) 地域や学校での福祉学習の推進

主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【生涯学習の推進】 自治会・小学校区において、福祉分野を含めた学習会の開催を推進します。	46	・「ふくしの出前講座パンフレット」や「小地域福祉活動のてびき」等を活用し、コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター、ケアマネジャー等の専門職が要望のあつた自治会や福祉連絡会等に出向き、認知症や介護等のテーマで沿った学習会を行つた。	・住民懇談会や地域見守り会議など、住民や福祉連絡会の話し合いの場に当事者(障がいがある人等)も関わる機会をつくり、自分の暮らす地域についていっしょに考える。	社会福祉協議会
●【生涯学習の推進】 自治会・小学校区において、福祉分野を含めた学習会の開催を推進します。	46	・平成27年度、平成28年度の学習テーマを「子どもたちの貧困」とし、平成29年度は「障がい」を掲げ、福祉分野の学習の機会を提供了。	・平成30年度以降も学習テーマを設け、市民が相互に理解し合い、地域社会の一員として住みよいまちづくりの実現に向けて学習に取り組む。	市民協働課
●【学校での学習の推進】 ・学校内での福祉学習・人権学習や、トライやるワークでの福祉体験などを推進し、児童・生徒の福祉の意識づくりを進めます。	46	・幼児と中学校3年生がふれ合う「出会いふれ合いの教室」事業や手話体験教室、キャップハンディ体験教室などを実施。(平成27年度 計71回、平成28年度 計101回、平成29年度 計129回実施)	「出会いふれ合いの子ども教室」事業は継続実施。 手話体験教室、キャップハンディ体験教室などは学校現場の状況に応じて実施。	学校教育課
●【福祉学習の実施】 ・社協のコミュニティワーカーやボランティアコーディネーターが講師となり、自治会や小中学校等において福祉に關わる体験学習を実施していきます。	46	・学校等で行われる福祉学習について、講師やボランティアのコーディネーター、学習プログラムの作成や社協職員の派遣等、学校や教職員と連携や協力をを行いながら福祉学習を推進した。 ・全県下の中学校2年生を対象に「地域に学ぶ体験活動」として推進された「トライやるワーク」の受入れを行つた。	・学校等で行われる福祉学習について、講師やボランティアのコーディネーター、学習プログラムの作成や社協職員の派遣等、学校や教職員と連携や協力をを行いながら福祉学習を推進する。	社会福祉協議会
●【情報の提供】 ・自治会・福祉連絡会や学校に対し、他市事例や先進事例などの情報提供を行い、福祉学習の推進を支援していきます。	46	・具体的な取組みなし。	・社会福祉協議会と連携し、関係情報の提供に努める。	社会福祉課
●【出前講座の実施】 ・行政の福祉施策について講座を行います。	46	・具体的な取組みなし。	・より具体的的なテーマを提供することで、出前講座の促進を図る。	健康福祉部

基本目標2. 地域で支え合う仕組みづくり

主要な施策 頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【見守りネットワークの構築】 自治会や民生委員・児童委員、老人クラブなどが連携した地域での見守りネットワークの構築を支援します。	48 <ul style="list-style-type: none"><li>「小地域福祉活動のてびき」を活用した見守り活動の提案や、福祉連絡会を対象とした研修会(支え合いの地域づくり講演会)の開催など、コミュニケーションワーク構築のための支援を行った。</li></ul>	・「小地域福祉活動のてびき」を活用した見守り活動の提案や、福祉連絡会を対象とした研修会(支え合いの地域づくり講演会)の開催など、コミュニケーションワーク構築のための生活支援コーディネーターがネットワーク構築のための支援を行う。	社会福祉協議会
●【ふれあいサロン・喫茶の支援】 ふれあいサロン・喫茶の活動を支援し、住民同士の交流やふれあいの場づくりを推進します。	48 <ul style="list-style-type: none"><li>運営費の助成(小地域福祉活動助成金)を行う他、職員がレクリエーションの指導や血压測定などを行った。</li><li>・ふれあい喫茶・サロン連絡会を2か所(一宮・千種)で開催し、運営方法や活動で心がけいることなど情報交換を行つた。</li></ul>	・ふれあい喫茶やサロン等を訪問し、誰もが気軽に集まる居場所として、参加する人たちが何らかの役割をもつて関わることができるよう提案し、活動の輪を広げる。	社会福祉協議会
●【自治会福祉連絡会の支援】 自治会福祉連絡会において、圏域ごとに取り組んでいる事例や見えてきている課題などについて、情報交換し、共有が図られるよう支援していきます。	48 <ul style="list-style-type: none"><li>小地域福祉活動説明会で取り組みや助成金について説明を行い、地域の実情に応じた組織づくりを提案しながら福祉連絡会活動を支援した。また、福祉連絡会に対して活動推進費を助成し自主的な活動を奨励した。</li><li>・福祉連絡会を対象とした研修会(支え合いの地域づくり講演会)を開催し、地域見守り会議や福祉学習、ふれあいサロン等、福祉連絡会の取り組みを紹介し研修の機会となつた。</li></ul>	・小地域福祉活動説明会や福祉連絡会代表者会、代表福連絡会活動説明会等の場で、事例紹介や情報交換を行なながら、福祉連絡会活動の充実を図る。	社会福祉協議会
●【研修会の開催】 ・社会福祉協議会の各支部において、小地域活動研修会(リーダー養成など)や福祉委員の研修の開催を推進します。	48 <ul style="list-style-type: none"><li>「認知症」をテーマに各支部で開催し406人(28年度から53%増)が参加。研修会では地域福祉や介護等の職種間の連携で作成した寸劇ビデオを上映し、認知症への理解を深める機会となつた。</li></ul>	・福祉委員研修会を各支部で開催し、福祉委員の役割や活動内容について学習の場を設けるなど、福祉委員活動の強化を図る。	社会福祉協議会
●【民生委員・児童委員、民生・児童協力委員との連携】 地域の見守りを主に行う民生委員・児童委員、民生・児童協力委員と関係機関との連携強化を進め、その活動について支援を行います。	49 <ul style="list-style-type: none"><li>・民生委員児童委員協議会定例会への社会福祉協議会職員の参加や主任児童委員による学校、園、保育所訪問など関係機関との連携促進を図っている。</li></ul>	・引き続き、民生委員・児童委員が関係機関と円滑に連携できるよう、バイブルとして支援していく。	社会福祉課

主要な施策 頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等		関係部署
		関係部署	関係部署	
●【社会福祉協議会との連携】 社会福祉協議会の地域福祉担当者との連携を強化し、小地域福祉活動のさらなる推進を図ります。	49  ・H27年11月以来、社会福祉協議会と健康福祉部の連携會議を定期的に開催し、相互の連携促進を図っています。 ・H27年、社会福祉協議会の「第3次地域福祉推進計画」の策定(H28)にあたり、地域福祉計画の進捗状況等について情報提供を行った。	・地域包括ケアシステムの構築等に向け、いっその連携促進、強化を図っていく。  社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課
<b>基本施策(2) 地域福祉資源の活用・開発</b>				
主要な施策 頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署	関係部署
●【あんしんすこやか会議の設置】 宍粟市あんしんすこやか会議を設置し、市の保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進していきます。	51  ・H27年度に市の保健福祉施策を効果的に推進することを目的に、健康福祉部が所管する付属機関等から選出された委員で構成する「あんしんすこやか会議」を設置した。(H27年度に2回開催)	地域福祉計画を保健福祉の最上位計画と位置づけ、その進捗管理を行う「地域福祉計画推進会議」をもつて、市の保健福祉施策を総合的に推進する	シルバーパートナーセンター	社会福祉課
●【シルバーパートナーセンターの事業拡大】 高齢者の知識・技能などを新たな地域の資源として活用できるよう、シルバーパートナーセンターの登録者数の増加や、事業範囲の拡大を検討します。	51  ・事業拡大に向け、普及啓発に努めたが、60代前半の入会が進まないことに加え、既存会員の高齢化等による退会があり、会員数は伸びていない。 登録会員数:491人(H27年度末)、452人(H28年度末)、489人(H30年1月末) 延就業者数:37,416人(H27年度末)38,234人、(H28年度末)34,701人(H30年1月末)	・引き続き、シルバーパートナーセンター事業の仕組みを説明するチラシの配布、市広報紙による会員募集、受託業務の募集、会報「シルバーパートナーセンター」の発行等により、事業の普及啓発に努める。	シルバーパートナーセンター	市民協働課
●【コミュニティ・ビジネスの促進】 地域の抱える課題を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を活用しつつ解決していく事業(コミュニティ・ビジネス)を促進し、地域の活性化を図ります。	51  ・地域資源及び地域の個性を生かした自主的・主体的なまちづくり活動等に対する支援として実施している「しそう元気[げんき]大作戦事業」のテーマとして、「コミュニティビジネスの立ち上げ」を設定し、17件の支援を行った。	・引き続き事業を促進していくなかで、コミュニケーションの立上げを支援していく。	シルバーパートナーセンター	市民協働課

主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	
			関係部署	関係部署
●【見守りネットワークの拡大】現在、電力会社や新聞配達など、各家庭を訪問し異変を発見する可能性のある民間事業者と見守りに関する協定(兵庫県地域見守りネットワーク協定)が結ばれています。今後、他の業種やコンビニなどの小売業に働きかけ、民間業者へのさらなる協力を要請していきます。	51	・宍粟市高齢者地域支え合い活動事業として、地域で活動する事業所と協定を締結し、高齢者の見守り体制を強化した。	・宍粟市高齢者地域支え合い活動事業の啓発や拡充情報を図るとともに、協定先の事業所と活動に交換する機会をつくる。 介護福祉課	
●【社会福祉法人の活動推進】社会福祉法人の地域における公益的な活動を推進し、地域の多様な福祉ニーズに対応できるよう協力していきます。	51	・具体的な取組みなし。	・取組みについて検討する。 社会福祉課	
基本施策(3) つながりを深めるコーディネート機能の構築				
主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【生活支援コーディネーターの配置】生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを提供する体制の強化を行います。	53	・地域包括支援センターに1名を配置し、県が実施する養成研修を受講した。 ・第2層の生活支援コーディネーターを配置し、地域の支え合い活動を推進し、地域での生活支援活動の体制づくりを行った。	・引き続き、生活支援コーディネーターを中心として、地域の支え合い活動を推進し、生活支援サービスの提供に向けた体制づくりに取り組む。 介護福祉課	
●【認知症地域支援推進員の配置】認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人への支援体制づくりや認知症に関わるさまざまな人達のネットワークづくりを進めます。	53	・地域包括支援センターが中心となって認知症施策を進めた。 ・認知症サポート医、作業療法士、看護師などの専門職で構成する認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の早期相談、早期対応に取り組んだ。	・認知症サポートアッピ研修を開催し、地域で活動できる人材を増やす。 ・専門職対象の認知症研修を開催する。 ・認知症初期集中支援チームにより、認知症が疑われる方やその家族に対して、早期支援を行い、自立生活のサポートを行う。 介護福祉課	

主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【生活困窮者自立支援法に基づく相談支援員・就労支援員の配置】 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業を実施するため、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成を行い、自立に向けた支援を行います。	53	<ul style="list-style-type: none"> <li>主任相談支援員、相談支援員、就労支援員をそれぞれ配置し、生活困窮者の自立支援を行った。</li> <li>相談支援件数 H27年度34件 H28年度31件 H29年度(1月末)50件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、生活に困窮されている方の相談に応じ、自立・就労に向けて関係機関との連絡調整を行い、包括的な支援を行う。</li> </ul>	社会福祉課
●【地域子育て利用者支援専門員(仮称)の配置】 子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての支援・援助を行う専門員の確保に努めます。	53	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年4月に利用者支援事業(基本型)を開始、専門員1名を配置した。</li> <li>平成29年4月に「子育て世代包括支援センター」として、利用者支援事業を基本型+母子保健型に拡充した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、「子育て世代包括支援センター」を中心に妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に取り組んでいく。</li> </ul>	保健福祉課
●【ファミリーサポートセンター】 子育て中の家族を一時的、臨時に地域の人が応援する会員同士の助け合い活動を支援します。	53	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい方からなる組織として、ファミリーサポートセンターを設置し、地域での育児の相互援助活動を支援している。</li> <li>依頼会員130人、協力会員99人、依頼・協力会員12人、合計241人(H30年1月末)、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員の増員(特に協力会員)と北部地域での活動の推進を図る。</li> </ul>	社会福祉課
●【家庭児童相談室】 子育てや児童虐待など、子どもに関するさまざまな相談に応じ、子どもの健全な育成を支援します。	53	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所の必須事業として、家庭児童相談室を設置、選任の相談員1名を配置している。児童福祉法改正により、児童虐待法の改正により、児童虐待防止に対する市町機能が強化されることに対応するため、家庭児童相談室の機能を強化して、平成30年4月より「子どもも家庭安心拠点」を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法の改正により、児童虐待防止に対する市町機能が強化されることに対応するため、家庭児童相談室の機能を強化して、平成30年4月より「子どもも家庭安心拠点」を整備する。</li> </ul>	保健福祉課

基本目標3. サービスが適切に受けられる仕組みづくり

基本施策(1) 情報提供の強化

主要な施策	頁	平成21年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【メーリングリストの活用】 自治会福祉連絡会などにおける情報共有の手段として、携帯電話・スマートフォン等を利用したメーリングリストの活用を検討します。	55	・具体的な取組みはない。  ・具体的な取組みについて検討する。	社会福祉課	社会福祉課
●【パンフレットの普及】 社会福祉協議会において、小地域福祉活動や総合相談パンフレットの普及を図り、社会福祉協議会の情報を周知します。	55	・28年度に「小地域福祉活動のひびき」と「社協まるわかりガイド」、「ドランティアセンター」、「ふくしの出前講座」等のパンフレットを活用しながら、さまざまな福祉情報を発信する。  ・社協まるわかりガイドとパンフレットを作成。社会協活動や福祉情報を周知し、尖栗市の地域福祉の推進を図った。	社会福祉協議会 社会福祉協議会	社会福祉協議会
●【社会福祉協議会】 社会福祉協議会広報「こんにちは!」やホームページで活動の周知を図ります。	55	・社協広報紙「こんにちは!社協です!!」(毎月発行14,000部)や支部かわら版(年2回)、ホームページ等で福祉情報の提供、社協活動の紹介を行うことで、住民の地域福祉活動への理解を深め、参加、参画の促進を図った。	社会福祉協議会 社会福祉協議会	社会福祉協議会
●【情報提供の強化】 広報しそう、ホームページ、しーたん通信、しそうチャンネルにより、公的な情報を市内全域に発信します。また、フェイスブックなどの相互的な情報のやり取りができる手段を活用し、より利用しやすく、コミュニケーションがとれるような情報提供を進めています。	55	・広報しそう、ホームページ、しーたん通信、しそうチャンネルにより、公的な情報を市内全域に発信した。  ・公的な情報を、広報しそう、ホームページ、しーたん通信、しそうチャンネル等の可能な媒体により情報提供していく。	秘書広報課	秘書広報課
●【障がいに配慮した情報提供】 目や耳に障がいのある人などに配慮した情報提供を進めています。	55	・平成28年2月から市のHPに視覚障がい者や高齢者など誰もが容易に音声で聞けるホームページ閲覧支援ソフト(リードスピーカー)を導入した。 ・登録している聴覚障がい者にしーたん放送内容についてFAX・メール送信により情報提供を行っている。 ・障害担当課に手話通訳者を設置し、手話による窓口対応を実施。	障害福祉課 障害福祉課	障害福祉課

主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【意思疎通支援事業】 手話通訳者、要約筆記者等の人と 話し、聴覚に障がいのある人の 意思疎通を図ります。	55	<ul style="list-style-type: none"> <li>H27より担当課に手話通訳者を設置、H28より2名体制。</li> <li>H27より派遣申請者の範囲を拡充(聴覚に障がいのある人以外の個人、団体等からも申請が可能)。</li> <li>緊急時における派遣体制を構築(携帯端末設置、消防署、市総合病院との連絡体制)。</li> <li>登録意思疎通支援者に対するけいわん検診受診料を公費負担。</li> <li>登録意思疎通支援者に対して現任研修を実施(年2回)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西よりま消防(央栗)及び央栗総合病院職員対象に手話研修を実施。</li> <li>担当課にタブレット端末を設置し、ビデオ通話による対応を実施。</li> </ul>	障害福祉課
●【ガイドブックの活用】 現在発行している保健福祉サービスガイドブックの更新に努め、サービス内容の周知を図ります。	55	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健福祉サービスガイドブックを更新し、庁内に設置した保健福祉協議会や民生委員・児童委員に提供</li> <li>他、社会福祉協議会やサービスの周知に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、保健福祉サービスガイドブックの内容の充実を図り、サービスの周知に努める。</li> </ul>	健康福祉部
基本施策(2) 相談窓口の充実				
主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【民生委員・児童委員の活動 推進】 地域の中で支援を必要としている人の早期発見に努めます。	57	<ul style="list-style-type: none"> <li>各町の民児協定例会に出席し情報交換を図るとともに、小地域福祉活動や配食サービス、歳末たすけあいサービス等の事業に協力いただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃の民生委員・児童委員活動と連携し、要支援者等、見守りが必要な方の状況について市社協へつないで、らえるよう連携を図る。</li> <li>福祉連絡会に民生委員・児童委員が関わり、地域見守り会議やふれあいサロン・喫茶活動に取り組めるよう活動支援を行う。</li> </ul>	社会福祉協議会
●【民生委員・児童委員の活動 推進】 地域の中で支援を必要としている人の早期発見に努めます。	57	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度から開始した「生活困窮者自立支援事業」について、民生委員協議会定例会で説明、事業内容を周知するとともに、日々の見守り活動のなかでの協力を依頼した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービス等について、繰り返し情報提供を行って、市民と行政のパイプ役としての役割・活動を推進する。</li> </ul>	社会福祉課
●【学校との連携強化】 いじめや不登校等の問題行動に関する相談・支援体制の充実を図るために、平成27年度より「しそう学園サポートチーム」を設置し、学校や保護者に対する支援を実施。(平成27年度 47回、平成28年度 88回、平成29年度 102回派遣)	57	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールソーシャルワーカー、青少年育成センター相談員、適応教室指導員、指導主事などで編成される「しそう学園サポートチーム」を設置し、学校や保護者に対する支援を実施。(平成27年度 47回、平成28年度 88回、平成29年度 102回派遣)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度は年間150回の派遣を予定している。</li> </ul>	学校教育課

主要な施策	平成21年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	
		関係部署	
●【相談事業の強化】 ・福祉の幅広い分野について、総合的な相談事業の強化を図ります。	57 ・さまざまなお悩みや問題に対し、窓口での対応だけでなく、地域に出向いて相談を受けるなど、住民にどつて身近な相談窓口として総合的な相談事業の強化を図った。 ・2か月ごとに弁護士による無料法律相談を行い、より専門的な助言を必要とする方のニーズに対応した。	・潜在するニーズや住民レベルで支えきれない生活・福祉課題について、各専門相談機関の連携により総合的に受け止められる相談支援体制(ワンストップ)の構築をめざす。 社会福祉協議会	
●【相談事業の強化】 ・保健福祉庁の幅広い分野について、総合的な相談事業の強化を図ります。	57 ・H27年4月から「生活困窮者自立支援事業」における自立相談支援事業を開始、生活困窮者に対する包括的支援に取り組んでいく。 ・H29年4月に「子育て世代包括支援センター」を開設、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供している。	・引き続き、同様に取り組んでいく。 社会福祉課 保健福祉課	
●【社会福祉協議会との連携】 各保健福祉センターでは社会福祉協議会と連携し、多様な相談を受け付けます。	57 ・各保健福祉センターでは、社会福祉協議会各支部との相互連携を密にし、さまざまな相談支援を行った。	・引き続き、同様に取り組んでいく。 各保健福祉課	
●【福祉サービス利用援助事業の啓発】 比較的軽度な認知症等により金銭管理等の支援が必要な高齢者が制度を利用できるよう、社会福祉協議会と連携し制度の啓発を図っていきます。	57 ・日常生活自立支援事業への活用啓発をもつと進めたいが、ニーズに対して支援できるだけの職員体制が整っておらず現状維持が精一杯の状態である。	・比較的軽度な認知症や精神障がい、知的障がいのある方が適切に福祉サービスを利用できるよう、日常生活自立支援事業の啓発と利用を進めるが、事業を進めるための職員体制と財源の確保が課題。 社会福祉協議会	
●【福祉サービス利用援助事業の啓発】 比較的軽度な認知症等により金銭管理等の支援が必要な高齢者が制度を利用できるよう、社会福祉協議会と連携し制度の啓発を図っていきます。	57 ・成年後見制度と併せて、高齢者の集いの場等に出向き、周知を図った。	・社会福祉協議会と連携し、引き続き制度周知に取り組む。 介護福祉課	
●【成年後見支援センターの設置】 西播磨4市3町が共同して成年後見支援センターの設置を進め、成年後見制度の利用を促します。	57 ・西播磨4市3町が協定を結び、業務をたつの市社会福祉協議会に委託する形で1つの成年後見センターが立ち上がり、成年後見制度がスタートした。	・日常生活自立支援事業の利用者で成年後見制度が必要な状況になつた時に、円滑に利用につなぐよう、西播磨成年後見支援センターとの連携を図る。 社会福祉協議会	

主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	
			関係部署	
●【成年後見支援センターの設置】 西播磨4市4町が共同して成年後見支援センターの設置を進め、成年後見制度の利用を促進します。	57	・平成28年5月に西播磨4市3町が共同して西播磨成年後見支援センター設立し、成年後見制度の啓発及び制度普及を行った。	・引き続き西播磨成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の普及啓発及び制度利用の促進に取り組む。 介護福祉課	介護福祉課
●【権利擁護センターの設置検討】 成年後見制度と福祉サービス利用援助事業の切れ目のない支援体制の構築のため、権利擁護センターの設置を検討しています。	57	・権利擁護事業を踏まえた社協の法人後見について検討を進めたが、市社協の現体制ではセンター設置は難しい。	・市社協の現体制では権利擁護センターの設置は難しい。 社会福祉協議会	社会福祉協議会
●【相談支援事業所】 障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの相談に対応します。	57	・相談支援センター「ゆめぶらん」の相談支援専門員が、福祉サービスの利用や就労、社会参加や将来の事など日常生活に関する様々な相談に対応した。	・相談支援センター「ゆめぶらん」の相談支援専門員が、福祉サービスの利用や就労、社会参加や将来の事など日常生活に関する様々な相談に対応する。 社会福祉協議会	社会福祉協議会
●【相談支援事業所】 障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの相談に対応します。	57	・市直営のみずばしよう相談支援事業所と社会福祉協議会のゆめぶらんの2か所の相談事業所に加え、H27年度途中からまだか園・すきの木が相談支援事業所を開設した。	・新たな相談支援事業所の立ち上げ促進を図るとともに、市内の相談支援事業所連絡会を定期的に開催するなど、相談業務及び情報連携を充実させる。 障害福祉課	障害福祉課
●【市民相談センター】 介護、障がい、子育て、生活困窮など、幅広い分野に關わる相談ニーズに対し、専門窓口との連携によって迅速に応えていきます。	57	・多岐にわたる生活相談に対し、ニーズを引き出し、必要に応じて専門窓口との連携を図り、迅速かつ丁寧に対応した。	・多岐にわたる生活相談に対し、相談者に寄り添い、解決の糸口をともに考え、相談ニーズによって専門窓口と連携し、迅速に応えていく。 人権推進課	人権推進課
●【地域包括支援センター】 地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防等を進めます。	58	・社会福祉士の増員により機能強化を図った。 ・サブセンターと連携し相談体制の強化を行つた。	・相談件数の増加や相談内容の多様化に対応できるよう、必要に応じて専門職の人員体制を強化する。 ・地域包括支援センター運営協議会による継続的な評価点検を強化する。 介護福祉課	介護福祉課
●【基幹相談支援センター】 障がいのある人の相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関へないでいる。	58	・個別事例の対応や隨時情報提供を行い、必要に応じて関係機関へないでいる。	・引き続き、同様に取り組んでいく。 障害福祉課	障害福祉課

主要な施策 頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	
		関係部署	関係部署
●【家庭】児童相談室 子育てや児童虐待など、子どもにに関するさまざまな相談に応じ、子どもの健全な育成を支援します。	58 ・福祉事務所の必須事業として、家庭児童相談室を設置、選任の相談員1名を配置している。児童福祉法改正により、宍粟市児童虐待防止マニュアルを更新した。	・児童福祉法の改正により、児童虐待防止に対する市町機能が強化されるのでそれに応じるために、家庭児童相談室の機能を強化して、平成30年4月より「子ども家庭安心拠点」を整備する。	保健福祉課
●【ハローワーク出張相談】 ハローワークの出張相談を定期的に開催し、求職中の人への支援を行います。	58 ・毎月、第4木曜日にハローワークたつのから宍粟市へ職員が出張し、求職者等の相談に対応した。また、開催日にはわせ企業の担当者を招いてミニ企業説明会を行った。	・引き続き、同様に取り組んでいく。	商工観光課
<b>基本施策(3) 生活困窮者などへの支援</b>			
主要な施策 頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【民生委員・児童委員】 地域の中で支援を必要とする人の早期発見に努めます。	60 ・平成27年度から開始した「生活困窮者自立支援事業」について、民生委員児童委員協議会定例会で説明、事業内容を周知するとともに、日々の見守り活動のなかでの協力を依頼した。	・福祉サービス等について、繰り返し情報提供を行うことで、市民と行政のパイプ役としての役割・活動を推進する。	健康福祉部
●【福祉サービス利用援助事業の推進】 介護保険などの福祉サービスを利用する際に、社会福祉協議会窓口において福祉サービス利用援助事業を活用してもらえるよう啓発を図っています。	60 ・日常生活自立支援事業への活用啓発をもつと進めたいが、二、二ースに対して支援できるだけの職員体制が整っておらず現状維持が精一杯の状態である。 ・新規の利用者は1時間あたりの利用料を1000円とし、現利用者は600円とした。	・日常生活自立支援事業への活用啓発をもつと進めたいが、二、二ースに対して支援できるだけの職員体制が整っておらず現状維持が精一杯の状態である。 ・新規の利用者は1時間あたりの利用料を1000円とし、現利用者は600円とした。	社会福祉協議会
●【地域ケア個別会議の開催】 地域ケア個別会議において介護・医療の関係者が連携を図り、課題解決や支援方法などについて検討します。	60 ・市内で19回(25ケース)開催し、地域ケア推進会議に向け地域課題を整理した。地域課題から選定した地域課題は、地域ケア推進会議にて検討した。	・介護支援専門員専門部会で地域ケア個別会議の開催推進に向けた取組みを検討し、介護支援専門員等への開催支援を積極的に行う。	介護福祉課
●【医療と介護連携の推進】 円滑な連携システムを作るために具体的な方法や、研修会や講演会の企画、市民や専門職について検討します。	60 ・医療と介護連携会議を3回開催。介護支援専門員中心とした医療と介護連携マニュアルを作成した。	・医療と介護連携をより推進するツールとして、連携マニュアルの作成、医療と介護サービス資源の情報提供を行う。	介護福祉課

主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【当事者組織の活動支援】 地域の中でさまざまなニーズに対応する当事者組織について、社会福祉協議会と連携しながら支援していきます。	60	・各種団体の運営について支援を行うほか、団体主催イベ ントの周知を図った。  ●【若者サポートステーションによる支援】 働くことに対する悩みを抱えている二 トや引きこもり状態にある若者の職業的自立をめざし、専門的な相談や職業体験の実施など、包摂的な支援を行います。	・引き続き、同様に取り組んでいく。  ●【若者サポートステーションによる支援】 働く自信がない、ニート、引きこもりなどの悩みを抱えてい る15歳から概ね39歳までの若者やその保護者を対象に、相 談業務を通じ、メンタル面とキャリア面の両方から支援した。	障害福祉課 商工観光課
●【生活困窮者自立支援法による支援】 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生 活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保交付金 の支給その他の支援を行いま す。	60	・H27年度から生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援員、就労支援員を配置し、自立相談支援事業(必須)、住居確保給付金(必須)、一時生活支援事業(任意)を開始した。 ・生活困窮者就労準備支援事業(任意)を開始した。(H28年 度)	・生活困窮者の就労支援事業を無料職業紹介所事業 と一緒に実施することにより、生活困窮者の早期発見・早期支援に繋げるとともに、就労にかかるワンストップサービスの実現を図る。	社会福祉課
●【生活困窮者自立支援法による支援】 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生 活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保交付金 の支給その他の支援を行いま す。	60	・H27年度から生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援員、就労支援員を配置し、自立相談支援事業(必須)、住居確保給付金(必須)、一時生活支援事業(任意)を開始した。 ・生活困窮者就労準備支援事業(任意)を開始した。(H28年 度)	・生活困窮者の就労支援事業を無料職業紹介所事業 と一緒に実施することにより、生活困窮者の早期発見・早期支援に繋げるとともに、就労にかかるワンストップサービスの実現を図る。	社会福祉課
基本目標4. 安全で安心なまちづくり				
基本施策(1) 緊急時における要配慮者への支援				
主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【自主防災マップの作成】 自主防災マップの作成を推進し、地域住民の防災意識の向上を図ります。	62	・市内自主防災組織に対して自主防災マップの作り方講習会を開催したところ、91自主防災会の参加があった。	・引き続き、小学校単位で自主防災マップの作り方講習会を開催する。	消防防災課
●【自主防災組織の活動支援】 防災資機材の購入に対する補助など、地域の防災力の資質向上及び住民の防災意識の高揚を図ります。	62	・71自主防災会に対して防災資機材の購入補助を行った。	・引き続き、必要に応じて防災資機材の購入補助を行っていく。	消防防災課

主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【民生委員・児童委員】 民生委員・児童委員や福祉委員と連携し、避難行動要支援者に関する情報の共有を図り、災害時の見守り活動の支援を行います。	62	・安栗市総合防災訓練において、民生委員・児童委員とともに避難行動要支援者に対する避難誘導の訓練を行った。  ●【民生委員・児童委員】 民生委員・児童委員や福祉委員と連携し、避難行動要支援者に関する情報の共有を図り、災害時の見守り活動の支援を行います。	・民生委員・児童委員とともに連絡を密にし、情報の共有を図る。  ・個別プランについては関係民生委員・児童委員へ情報提供を行った。	消防防災課  介護福祉課
●【災害学習会の開催】 災害学習会(減災・防災・ボランティア養成)を開催し、住民の災害に対する意識づくりを進めるとともに災害時におけるボランティアの養成を行います。	62	・ふくし出前講座」のメニューのひとつに「防災」を入れており、自治会等の懇談や学習の場でいつしょに考える機会をつくる。災害ボランティアネットワークのメンバーにも協力いただく。	・ふくし出前講座」のメニューのひとつに「防災」を入れており、自治会等の懇談や学習の場でいつしょに考える機会をつくる。	社会福祉協議会
●【災害ボランティア訓練の実施】 社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター設置訓練及び避難訓練を実施します。	62	・メイプルスタジアムで行われた「宍粟市総合防災訓練」に参加し、災害ボランティアセンターの開設訓練(災害ボランティアセンターの紹介、災害救援ボランティアの受け入れ等)を実施した。	・行政が行う総合防災訓練への参加に加えて、役職員や住民等といつしょに取り組む災害時対応訓練(災害V-C設置訓練等)を市社協独自で計画する。	社会福祉協議会
●【災害ボランティア訓練の実施】 社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター設置訓練及び避難訓練を実施します。	62	・宍粟市総合防災訓練等で訓練を実施する。  ●【災害救援ボランティアの活動支援】 災害救援ボランティア活動支援マニュアルの点検改定を行うとともに、災害救援ボランティアの登録を進めます。	・宍粟市総合防災訓練等で訓練を行った。	消防防災課
●【災害救援ボランティアの活動支援】 災害救援ボランティア活動支援マニュアルの点検改定を行うとともに、災害救援ボランティアの登録を進めます。	62	・災害時対応訓練(災害V-C設置訓練等)を行い、役員や職員、住民等が訓練に間にわる中で、ボランティアセンターの組織体制や役割分担等マニュアルの検証を行なながら、必要な箇所について見直しを行う。 ・宍粟市災害ボランティアネットワークのメンバーや災害救援活動についていつしょに考える。	・災害救援ボランティア養成講座の終了後に災害救援活動の協力者としてボランティア登録を行い、29年度、登録される方々に呼びかけ「宍粟市災害ボランティアネットワーク」を立ち上げた。災害ボランティアセンターの開設訓練を実施したが、マニュアルの検証までいかず見直しを行っていない。	社会福祉協議会

主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【事業継続計画(BCP)] 大規模地震など緊急事態発生時においても福祉サービスを継続する、あるいは早期に再開するための事業継続計画(BCP)に基づき、緊急時の対応のマニュアル化を図ります。	62	・平成25年3月にBCPを策定。緊急事態発生時の災害時の出勤状況確認を行ったが、復旧する事業・業務の見直し等出来ていない。	・職員異動や新採用者・退職者、新事業、事業廃止等もある中で、改めて時間も経過しており、優先すべき事業や業務も含め、見直しや点検を行う。	社会福祉協議会
●【防災訓練の実施】 社会福祉協議会、防災機関、地域が一体となった防災訓練を定期的に実施していきます。	62	・マイフルスタジアムで行われた「宍粟市総合防災訓練」に参加し、災害ボランティアセンターの紹介、災害救援ボランティアの受入れ等)を実施した。	・行政が企画する「宍粟市総合防災訓練」に参加する。 ・行 政	社会福祉協議会
●【防災訓練の実施】 社会福祉協議会、防災機関、地域が一体となった防災訓練を定期的に実施していきます。	62	・宍粟市・市民局・自主防災組織においてそれぞれ防災訓練を実施した。	・引き続き、各組織において訓練を実施する。	消防防災課
●【救急医療情報キットの活用促進】 緊急時における情報を把握するため、救急医療情報キットの活用促進を図ります。	62	・しそうチャンネルで定期的に周知したほか、広報しそうにも掲載。 ・高齢者実態把握調査員による高齢者訪問の際、事業利用が必要な方へ利用案内を行う。	・市の広報媒体による周知のほか、引き続き高齢者実態把握事業で利用促進を図る。	介護福祉課
●【福祉避難所の確保】 災害発生時に要援護者が安心して避難生活を送ることができるように、特別養護老人ホームなどの施設を福祉避難所として利用できるよう協定を結びます。	63	・9団体14施設と「災害時ににおける福祉避難所の開設等に関する協定」を締結した。	・未締結の団体・施設と協定を結ぶ。	消防防災課
●【要配慮者支援対策の充実】 災害時ににおける高齢者や障がいのある人などの要配慮者に対する支援対策の充実を図ります。また、避難行動要支援者名簿を作成し、支援者、自治会、民生委員・児童委員、社協、警察、消防等と連携しながら、災害時に自力で避難することができない人々への支援の取り組みを広げていきます。	63	・災害時要配慮者名簿を定期的に更新し、個別の避難支援計画の作成を勧奨している。 ・市の基準により、名簿や計画を定期的に更新する。	・市の基準により、名簿や計画を定期的に更新する。	介護福祉課

主要な施策 頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【安心見守りコール(緊急通報システム)の周知】 在宅のひとり暮らし高齢者などが急病や災害などの緊急時に迅速に適切な対応を図ることができるように、安心見守りコール事業の周知を強化します。	63  ●【徘徊高齢者等家族支援サービス事業の推進】 徘徊の恐れのある高齢者を介護している家族等に対し、パソコンや携帯電話から場所を確認できるGPS専用端末を貸し出し、見守りへの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等による周知のほか、チラシを作成し、民営員や介護支援専門員への周知を行った。</li> <li>・高齢者実態把握調査員による高齢者訪問の際、事業利用が必要な方へ利用案内を行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊のリスクがある認知症高齢者にGPSを貸与し、行方不明になるのを未然に防ぐサービスを開始した。 利用決定 H29.1現在:5名利用中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な高齢者には、高齢者実態調査員等が制度の案内をする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員や市民への事業の啓発に取り組む。</li> </ul>
●【ひとり外出見守り・徘徊SOSネットワークの構築】 認知症の人が安全で安心して地域で暮らし続けることができるよう、警察・消防・自衛会・事業所・商店や行政などが連携したネットワークの構築を進めています。	63	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者の地域での見守り体制づくりとして、日頃の見守りと行方不明などの緊急時対応に備え、認知症高齢者の情報を事前に登録する事業を開始した。登録者数25人(H29.1月現在)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員や市民への事業の啓発に取り組む。</li> </ul>
<b>基本施策(2) 支え合いのまちづくり</b>			
主要な施策 頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【自治会福祉連絡会への支援】 自治会福祉連絡会の活動に対する助成を行い、その活動を支援していきます。	65	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小地域福祉活動説明会で取り組みや助成金について説明会を行い、福祉連絡会に対して活動推進費を助成し自主的な活動を奨励した。(共同募金配分金を活用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉連絡会を対象とした研修会の開催や、共同募金配分金を財源とした活動助成金の交付など、福祉連絡会の活動基盤を支える。</li> </ul>
●【青色防犯パトロールの推進】 青色防犯パトロール地域の見守り活動の強化を図ります。	65	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年指導委員会、民生委員・児童委員協議会、行政等11の機関が青色防犯パトロールに取り組んでいます。 ・上記関係機関合同での「青色防犯パトロールデモンストレーション」を開催し、市内ピアールを行った。(H29年1月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、関係機関の連携を促進し、青色防犯パトロール活動を推進する。</li> </ul>

主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【世代間交流の推進】 各種イベント等を通じて身近な地域における世代を超えた関係づくりを進めます。	65	・自治会や福祉連絡会が実施する世代間交流事業等に協力し住民同士の交流の場づくりを支援した。 ・行政等と協力し福祉まつり等イベントを実施するほか、地域で開催される行事へ参加し世代間の交流の場を進めます。	・自治会や福祉連絡会が実施する世代間交流事業等に協力し住民同士の交流の場づくりを支援する。 ・行政等と協力し福祉まつり等イベントを実施するほか、地域で開催される行事へ参加し世代間の交流の場を進める。	社会福祉協議会
●【出会い系サポートセンター】 地域に残り、将来的に地域のなかで暮らす若者が増えしていくよう、結婚相談や男女の交流イベントの開催などを支援します。	65	・結婚相談は、24人の結婚相談員による相談活動と毎月2回の結婚相談所を開設し対応した。また、相談員研修会や支部相談員会、支部合同相談員会を開催し、相談員相互の情報交換を行った。 ・出会い系サポート事業は、夢こらぼ:松尾やよい先生の協力を得ながら、男塾(恋愛力UPセミナー)や交流会を開催し、成婚に向け側面的な支援を行った。	・結婚相談事業と央栗市出会い系サポートセンター事業との連携した取り組みを進め、団体会員・個人会員・協賛団体の加入を促進し、相談から成婚に至るまでの未婚者へのサポートを強化する。 ・市内各種団体・グループ等が企画する交流会(婚活イベント等)への側面的な支援を行い、出会い系の場の提供に努める。	社会福祉協議会
●【出会い系事業】 地域に残り、将来的に地域のなかで暮らす若者が増えていくよう、結婚相談や男女の交流イベントの開催などを支援します。	65	・独身男女を対象とした交流イベントを開催した。 ・6回(2回×3年)カップル成立23組 ・独身男女が集まる交流会等への開催に対する助成を行った。(8団体)	・引き続き、交流イベントを開催し、独身男女に出会い系の場を提供する。 ・宍粟市社協の他、地域で結婚支援活動をされている団体等との連携により、事業の推進を図る。	社会福祉課
●【善意銀行】 善意銀行に寄せられた金銭や物品を、地域でのさまざまな福祉事業に役立てて使う、「善意の橋渡し」を行います。	65	・供養やお見舞返し、福祉用具のお礼として市民の皆様よりさまざまなお預託をいたしております。 ・6月1日の「善意の日」にちなみ6月1か月間を「善意高揚月間」としてボランティアキャンペーンを開催し、「善意の預託」への協力を各戸に呼びかけた。	・「ささえあい」「持ち寄り」など、多くの人が持っている「社会の役に立ちたい」という公共への関心と意識を大切にし、新たに住民参加として寄付文化として育っていく仕組みづくりを進めます。 ・「お互い様」の考え方から「お返しをやめて善意銀行へ預託する運動」を引き続き提案する。	社会福祉協議会
●【疾病・介護予防】 健康教室の開催、いきいき百歳体操の啓発などを促進し、だれもが健康新しい健康に暮らせるよう支援します。	65	・いきいき百歳体操の啓発と立ち上げ支援を行った。市内97会場、1,894人が登録。 ・いきいき百歳体操教室など地域住民が主体となって行う介護予防活動の場に専門職による講師を派遣し、介護予防活動の推進を行った。	・引き続き、地域での介護予防活動を行う場の拡充に取り組む。	介護福祉課
●【疾病・介護予防】 健康教室の開催、いきいき百歳体操の啓発などを促進し、だれもが健康新しい健康に暮らせるよう支援します。	65	・疾病予防のために、特定健診がん検診を市内5箇所の会場で年間28回実施した。 ・市内5箇所の会場で特定健診がん検診を実施する。	・保健福祉課	保健福祉課

主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【子育て支援体制の充実】 子育て支援センター事業の充実を図り、子育てしやすい環境づくりを進めます。	65	・市内の4箇所の子育て支援センターと平成29年4月に開設した「子育て世代包括支援センター」が連携して子育て支援を実施している。	・引き続き、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に取り組んでいく。  保健福祉課	
●【一時預かり事業】 家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児は、幼稚園・保育所・認定こども園で一時的に預かります。	65	・家庭において保育を受けることが一時的に困難などなった就学前児童について、認可保育所5園及び認定こども園2園で一時預かり事業を実施している。	・幼保一元化による施設の整備等により、受け入れ体制の確保に努める。  こども未来課	
●【放課後児童健全育成事業(学童保育所)】 保護者が就労等により屋間家庭にいない小学生については、小学校の空き教室等を利用して適切な遊び場や集団生活の場を提供し、健全な育成に努めます。現在3年生までが対象ですが、平成27年度より6年生までに対象を拡充します。	66	・保護者が就労等により屋間家庭にいない小学生を対象に、市内11の小学校で、学童保育所を開設している。	・小学校の空き教室の活用等により、受け入れ体制の確保に努める。  H29年度：40人増 河東学童保育所建設事業(60⇒80) くりのみ学童保育所改築事業(40⇒60)  H30年度：30人増 城下学童保育所建設事業(30⇒60)	
●【しそう元気げんき大作戦事業】 住民の創意と工夫による魅力のある自主的なまちづくり活動を応援します。	66	・活動団体の自由な発想で特色あるまちづくり活動を支援する「自由提案型事業」及び行政がテーマを設けて募集中の「テーマ型提案事業」を公募し、市民委員で構成する認定審査会の結果に基づき支援を行った。(自由提案型事業:23件、テーマ型提案事業:22件(コミュニティビジネス立上げ支援:17件、地域情報報誌発行支援:5件))	・引き続き、地域資源及び地域の個性を生かした自主的・主体的なまちづくり活動や地域の課題の解決に向けた住民の創意と工夫による魅力ある活動を促進する。	
基本施策(3) すべての人によるまちづくり				
主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【自治会集会施設等の改修・改善の補助】 自治会集会施設等の改修・改善を支援することにより、地域におけるさまざまな活動を促進します。	68	・自治会集会所のトイしや空調設備、施設内バリアフリー化などの改修に31件補助し、コミュニケーション活動の拠点維持を行った。	・高齢者や妊産婦等がコミュニケーションの拠点である集会所に気軽に集まるよう、段差解消、手すり設置、トイレスなどの改修を重点的に支援する。	

主要な施策	頁	平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【買い物支援サービス】 行政、JA、生協、地域と連携し、 買い物弱者のためのサービスに ついて支援します。	68	・波賀北部域や山崎町小茅野で買い物送迎バス「お出かけ号」を年2回運行してきましたが現在は未実施。	・買い物弱者が増える中で、買い物支援について必要性を感じているが、現地点では具体策がない。	社会福祉協議会
●【福祉有償運送の実施】 市外への移動について支援しま す。	68	・市社協の独自事業として実施してきた「福祉有償運送事業」について、市の外出支援サービスが人工透析の通院にも利用できるようになつたことや、赤字額が大きく本会の経営上の課題となつていていたことから、平成28年度末で事業を終了した。	一	社会福祉協議会
●【バリアフリー・ユニバーサル デザイン化の推進】 公共施設や道路などについて、 高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての人が快適に使 用することができるよう、兵庫県 の「福祉のまちづくり条例」に基 いてバリアフリー・ユニバーサル デザイン化を進めています。	68	・夢公園トイレの建替えにより、多目的トイレ(オストメイト等) や幼児用トイレの整備を行い、バリアフリー・ユニバーサル デザイン化を推進した。(H27年度) ・最上山公園トイレの建替えにより、多目的トイレ(ベビーキープ、ベビーシート他)等の整備を行い、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進している。	・中山台団地の建替え事業を進める中で、バリアフ リー・ユニバーサルデザイン化を推進する。	都市整備課
●【バリアフリー・ユニバーサル デザイン化の推進】 公共施設や道路などについて、 高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての人が快適に使 用することができるよう、兵庫県 の「福祉のまちづくり条例」に基 いてバリアフリー・ユニバーサル デザイン化を進めています。	68	・市道庄能上牧谷線バイパス道路改良工事において、点字 ブロックL=15.0mを設置。(H27年度)	・都市計画道路を整備していく中で、バリアフリー・ユニ バーサルデザイン化を推進する。	建設課
●【移動支援事業(ガイドヘル プ)】 屋外での移動が困難な障がい のある人に、外出のための支援 を行います。	68	・サービス利用計画に基づき、支援の必要な方へ利用決定 を行った。	・引き続き、支援を行っていく。	障害福祉課

		平成27年度～29年度(12月)の取組み内容	今後の取組み予定等	関係部署
●【住宅改修の活用促進】 住宅改修についての制度を周知し、活用促進を図ります。	68	・受領委任払い制度の普及により、より利用しやすい制度となっている。	・引き続き、事業の活用促進を図っていく。 介護福祉課	
●【公共交通の再編】 「安栗市公共交通再編計画」に基づき、交通弱者への利便性の向上・公共交通空白地の解消に努めます。	68	・公共交通空白地の解消と交通弱者の利便性の向上を目的として、平成27年11月2日より、29路線、市内一律運賃に再編し、運行開始した。	・公共交通の利用促進を図るとともに、持続可能な公共交通をめざし、課題を検証し、より利用がしやすくなるよう、見直しを進める。 市民協働課	
●【外出支援サービスの周知】 外出支援サービスについて周知し、市民の活用を図ります。	68	・公共交通の再編にあわせ、平成28年度から対象者要件、利用料等の改正を実施。(これに伴い、利用者、関係者への周知を実施。) ・より適正な運行確保のため、指定事業者に対して運行及び請求状況の確認を実施。	・継続可能な制度実施のために、外出困難な対象者、利用者負担の見直しを進める。 障害福祉課	